

# 資格審査申請書提出後の注意事項

(建設工事用)

申請書提出後に下記事項につき、変更があったときは、必ず変更届を提出してください。(様式は任意ですが、余白部分に管理番号を朱記してください。郵送可)

変更事項	添付書類
住所変更	登記事項証明書(写し)・委任状(必要と認められる場合)
社名変更	登記事項証明書(写し)・委任状(必要と認められる場合) 印鑑証明書(写し)・使用印鑑届
代表者変更	登記事項証明書(写し)・委任状(必要と認められる場合)
資本金変更	登記事項証明書(写し)
委任関係変更	委任状
組織変更	登記事項証明書(写し)・使用印鑑届・印鑑証明書(写し) 許可(登録)証明書(写し)
登録更新	更新証明書(写し)
登録変更	登録証明書(写し)
実印変更	印鑑証明書(写し)・委任状(必要と認められる場合)
使用印変更	新旧印影・委任状(必要と認められる場合)
廃業	様式任意
休業	様式任意
電話番号変更	様式任意

## 届出が不要な事項

次に掲げるような事項の変更は、原則として届出の必要はありません。

代表者以外の役員の変更

契約締結権限のない支店等の新設等

## 注意事項

次の場合は、事前に監理課へ照会してください。

合併、営業権譲渡、破産による解散等

その他判断しがたい場合